

水道局規程第 20 号

令和 8 年 10 月 1 日

鹿児島市給水条例施行規程（昭和 53 年水道局規程第 14 号）の一部を改正する規程を次のように定める。

鹿児島市水道事業及び公共下水道事業管理者

水 道 局 長          遠          藤          章

鹿児島市給水条例施行規程の一部を改正する規程

様式第 1 号の 3 中「（印）自署の場合は押印不要」を削る。

付 則

この規程は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。